

# 職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画（案）

2006年(平成18年)3月29日

2012年(平成24年)〇月〇日(改定)

厚生労働省情報政策会議決定

## 第1 業務・システムの概要

### 1 対象範囲

厚生労働省では、国民に対して、①就業・就労機会及び労働市場の拡大、②求人者・求職者への職業相談・職業紹介、③適正な雇用環境の維持と雇用定着への支援、④失業時の生活及び雇用の安定並びに就職促進のための失業等給付の適正な給付、失業者に対する早期就職支援という一連のサービスを提供している。

これは、雇用のミスマッチを解消し、人々の意欲と能力が活かされる社会の実現を目指した一連の業務であり、厚生労働省職業安定局（以下「職業安定局」という。）、47の都道府県労働局（以下「労働局」という。）、約600の公共職業安定所（以下「安定所」という。）及び約300の附属施設のネットワークにより、全国的な体系の下で実施されている。なお、職業安定局の職員数は約200人、労働局において職業安定行政関係業務に携わる職員数は約1,500人、安定所及び附属施設の職員数は約12,000人である。（平成17年度最適化計画策定時点）

職業安定行政関係業務の業務・システム最適化計画（以下「本計画」という。）において最適化の対象となる職業安定行政関係業務・システムは、①職業安定法に基づき求人・求職申込の受理、職業相談・職業紹介等を行う職業紹介業務及び求職者支援法（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）に基づき民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練の認定、給付金や奨励金の支給等を行う求職者支援業務、②雇用保険法に基づき被保険者資格取得・喪失の確認、失業の認定、給付等を行う雇用保険業務、③雇用対策法等に基づき各種助成金の支給、雇用情報の提供、雇用管理改善指導等を行う雇用対策業務、④職業安定法及び労働者派遣法に基づき国以外の者が行う職業紹介事業、労働者派遣事業等の監督（許可、指導、助言、報告受理等）を行う労働力需給調整事業業務及び、これら業務を実施するためのシステムである。

#### (1) 職業紹介業務・システム

安定所においては、求人者からの求人申込、求職者からの求職申込を受理し、求人者と求職者との間で職業紹介を行っている。

求人者に対しては、求人申込の受理の際に求人内容を確認し、必要な指導を行うとともに、労働市場情報の提供や求人充足のための助言等を行っている。

また、求職者に対しては、求職申込の受理の際に、求職者の希望や職務経験等の就職活動において重要となる事項を対面の相談により把握し、必要な職業指導を行うとともに、カウンセリング、あっせん計画の策定、職業紹介及び求人情報の提供等きめ細かな対応を行っている。

さらに、平成 23 年 10 月には求職者支援制度が創設され、労働局及び安定所において長期失業者や学卒未就職者等の雇用保険を受給できない特定求職者を対象に、国が認定した民間教育訓練機関が実施する訓練の受講を容易にするための給付金（職業訓練受講給付金）の支給、職業相談等の就職支援を行っている。

また、民間教育訓練機関に対しては、奨励金（認定職業訓練実施奨励金）を支給している。

平成 16 年度の新規求人数は約 936 万人、新規求職申込件数は約 693 万件、安定所の紹介による就職件数は約 213 万件である。

これらの業務を処理するシステムとして、昭和 63 年以来、大型コンピュータを用いたシステムである「総合的雇用情報システム」を運用している。

また、安定所の求人情報等の提供システムである「ハローワークインターネットサービス」、官民共同の求人情報等に関するポータルサイトである「しごと情報ネット」を運用している。

さらに、安定所等内で、求職者が求人情報を自分で検索するためのものとして、労働局・安定所等において独自に運用するシステム（以下「地方独自システム」という。）である「求人自己検索システム」を導入している。

新規高等学校卒業者については、安定所と学校が連携して、職業相談・職業紹介を実施しており、安定所が受理した求人を高等学校に提供するため、「高卒者就職支援システム」を運用している。また、新規大学等卒業者については、学生職業総合支援センターを中心として、学生職業センター・学生職業相談室のネットワークで職業相談・職業紹介や求人情報の提供を行い、「学生職業総合支援センター情報データベース」を運用している。

## (2) 雇用保険業務・システム

安定所においては、雇用保険の一般被保険者については、事業主に被保険者資格の取得・喪失に関する届出を義務づけ、この届出に基づいて被保険者資格の取得・喪失に関する事務処理を行っている。

平成 16 年度における資格取得者は約 723 万人、資格喪失者は約 641 万人であり、被保険者の総数は約 3,386 万人である。

一般被保険者が離職した場合には、離職者が提出する離職票等に基づき、受給資格を確

認の上、雇用保険受給資格者証の交付を行うとともに、4週間に1回の認定日に職員が雇用保険受給資格者と対面により労働の意思及び能力等の確認を行った上で、失業の認定を行い、それに基づいて失業等給付を支給している。

平成16年度の失業等給付の受給者実人員は、約68万人である。この他、雇用継続給付（高齢：実人員（年度平均）322,080人、育児：実人員（年度平均）75,955人、介護：受給者数（年度計）4,986人）、教育訓練給付（230,623件）等の支給を行っている。

これらの業務を処理するシステムとして、昭和56年以来、大型コンピュータによるシステムである「雇用保険トータル・システム」を運用する他、「雇用保険日雇関係業務処理システム」を運用している。

### (3) 雇用対策業務・システム

#### ア 助成金

労働局・安定所においては、各種助成金に関する事業主からの申請受理、審査、給付等を行っている。

これらのうち、特定求職者雇用開発助成金は、年間約10万件と支給件数が多いことから、「特定求職者雇用開発助成金業務処理システム」（以下「特開金システム」という。）を運用している。

また、その他の助成金について、労働局が地方独自システムである助成金管理システムを運用している例や雇用保険トータル・システムを活用している例がある。

#### イ 雇用情報提供

雇用情報は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件、その他必要な雇用に関する情報であり、求人者、求職者その他の関係者、職業紹介機関、職業訓練機関等の関係機関に対して、労働者の雇入れ、職業の選択、職業相談・職業紹介等を行うに際して活用できるように提供されている。

職業安定局、労働局及び安定所等においては、求人者・求職者等に対して従来から求人情報誌・求職情報誌等によりサービスを提供していたところであるが、インターネットの普及に伴い、「ハローワークインターネットサービス」、「しごと情報ネット」、「地域雇用創造支援人材データベース」等のインターネットを活用したサービスを提供している。

#### ウ 雇用管理改善指導

職業安定局、労働局及び安定所等において、毎年6月1日現在の外国人、高齢者及び

障害者の雇用の状況を、事業主から厚生労働大臣に報告を求めており、この報告（以下「6-1 報告」という。）を基に、審議会報告や公表を行うとともに、事業主に対して障害者雇用率の達成指導等を行っている。

これらの業務を処理するシステムとして、厚生労働省汎用受付システム（厚生労働省大臣官房統計情報部所管。今後、e-Gov（電子政府の総合窓口）へ移行。）を経由してオンライン申請されたものについて、労働局・安定所等の職員が事務処理を行うために、平成16年以来、「職業安定行政システム」を運用している。

#### (4) 労働力需給調整事業業務・システム

職業安定局及び労働局において、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行おうとする者からの職業安定法又は労働者派遣法に基づく許可・届出の受理を行うとともに、職業紹介事業及び労働者派遣事業の適正な運営の確保や労働者及び公共の利益を増進するように指導、助言、報告受理等を通じた監督を行っている。

平成16年度の職業紹介事業許可・届出事業所数は約9千事業所、労働者派遣事業許可・届出事業所数は約3万事業所である。

この業務を処理するため、一部の労働局で、地方独自システムを運用している。

#### (5) 共通業務処理のためのシステム

職業安定局において、職業安定行政関係の共通の業務支援システムとして、平成15年度以来、オープンシステムである職業安定行政システムを運用しており、グループウェアによる電子メール、電子掲示板等の機能、電子申請の受理、審査支援機能等を提供している。

ただし、グループウェアについては、全国的なシステムの導入が遅かったことから、労働局や安定所ごとに地方独自システムが相当程度運用されている。

## 2 最適化の基本理念

本計画の実施に当たっては、予算効率の高い簡素な政府の実現を目標とし、①業務の効率化・合理化、②利用者の利便性の維持・向上、③安全性・信頼性の確保、④経費削減の四つを基本理念とする。

業務の効率化・合理化に当たっては、職業安定行政関係業務においては、求職者や受給資格者等利用者と対面で行う業務が根幹となることから、全業務について一律に効率化・合理化を図るのではなく、利用者の利便性の維持・向上を図る業務とマンパワーを投入する業務を区分する。その上で、効率化・合理化を図る業務については徹底的な効率化・合理化を進めるとともに、マンパワーを投入する業務は、利用者の利便性の維持・向上を念頭

に置きつつ、利用者ニーズに応じた効果的なサービスを提供する。

利用者の利便性の維持・向上を図る業務としては、特に事業主等の事務手続きに係る負担について最大限軽減を図るとともに、職員が事務処理に要する時間の短縮を図る。

マンパワーを投入する業務としては、特に職業相談・職業紹介、失業の認定、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。

中でも、職業紹介業務においては、求人・求職申込受理後の処理、相談内容の記録、情報提供・マッチングに係わる検索といった業務を効率化・合理化し、求人者・求職者に対する対面でのカウンセリング・コンサルティングにマンパワーを投入する。

同じく、雇用保険業務においては、審査業務のうち定型的業務を一部システム化し、その他の審査・認定等の本質的な対面業務にマンパワーを投入する。

安全性・信頼性の確保に当たっては、職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。

これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、職業安定行政関係業務の業務・システム最適化後の新たなシステム（以下「ハローワークシステム」という。）として一体化を図り、個々の業務を処理するシステムは、「職業紹介サブシステム」、「雇用保険サブシステム」、「雇用対策サブシステム」、「需給調整事業サブシステム」とするとともに、いずれのサブシステムにおいても必要となる端末等のハードウェア・ソフトウェアについては、共通化・共用化を図ることにより、経費削減を図る。

また、レガシーシステムのオープン化を進めるに当たって、ハードウェア・ソフトウェアについて汎用製品等の利用を図るとともに、利便性や柔軟性が高くかつ費用対効果が高いシステムの構築を図る。

さらに、システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。

## 第2 最適化の実施内容

「第1 業務・システムの概要」の「2 最適化の基本理念」を踏まえて、本計画を実施することにより、年間74億円（試算値）\*の経費削減、年間延べ92,823人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

### 1 利用者（国民、事業主）の利便性の向上

#### (1) 窓口関連業務・サービスの充実・強化

---

\* ここで言う「試算値」とは、本計画策定時点において、一定の仮定に基づき算定した暫定的なものである。今後、計画を実施していく過程において、変動し得る。

## ア システム稼働時間外業務の見直し

総合的雇用情報システムは、元々、安定所の従来の業務処理時間を前提にシステム稼働時間を設定し運用していたが、近年になり、安定所の職業紹介部門や付属施設の窓口業務時間の拡大や土曜開庁が実施されるようになりシステム稼働時間を延長している。

しかしながら、総合的雇用情報システムが、職業安定局労働市場センター業務室に設置されたサーバ群（センターサーバ（CS）、ブロックサーバ（BS））と全国の主な安定所に設置されたサーバ群（ローカルサーバ（LS））に分かれており、前者は日報、月報等の集計・提供と安定所を越えた広域検索の機能等を、後者が求人・求職の申込の受理の機能と関係する情報の蓄積機能等を提供し、両サーバ群全体として職業紹介業務に必要な機能を一体的に提供している。

このため、個々の安定所や付属施設の業務の状況に応じたシステム稼働時間を設定するためには、当該箇所の処理を扱うサーバだけでなく他の箇所のサーバのシステム稼働時間も調整する必要があるが、運用管理の作業と経費を生じるため、短期間で行うことや個々の安定所の業務状況にあったシステム稼働時間を設定することが難しい。

このことから、安定所の職員は、総合的雇用情報システムの稼働時間終了後の業務処理を手作業で行い、翌稼働日に改めてシステム入力するという転記作業を行っている実態がある。

窓口の業務時間については個々の安定所の状況により設定されるものとなるが、こうした転記作業のようにシステム稼働時間が業務に影響することを抑制する必要がある。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、7:00～20:00までを通常のシステム稼働時間として設定し、システム稼働時間延長の実現を図り、稼働日の転記作業による同日（翌稼働日）の求職者等利用者に係る対面業務の時間の減少を抑制することで、窓口サービスの向上を図る。（平成23年度より実施）

## イ 採否結果の迅速な把握

職業紹介業務においては、各求人への応募状況・採否結果を適切に把握して、求人情報等へ迅速に反映することにより、情報の鮮度を保つことが重要である。このため、紹介後一定期間経過した求人に対して、安定所の職員が電話による問い合わせ、FAXによる照会など、多様な方法で採否結果の確認を行っている。

こうした確認は重要な事務処理ではあるが、求人の担当者が不在の場合や選考に期間を要している場合などがあり、何度も問い合わせる必要があることから職員の負担が大きいこと、また、各安定所が紹介した求職者ごとに紹介先の求人者へ問い合わせを行っていることから、求人者からすると、例えば選考日の都合上採用・不採用が未確定となっている同一求人について、異なる安定所による問い合わせごとに同じ回答をする必要があり、求

人者側の負担も大きくなっている。

本計画の実施においては、ハローワークシステムにおいて、地方独自システムとして運用されている求人者へのFAXによる採否結果照会システム機能をFAX送信機能として取り込む。

取り込むに当たっては、事業所単位でまとめてFAX送信する機能や求人者から得た情報の求人情報への追記機能を設けることでその情報の鮮度を保つとともに、職員が事業所の回答を登録・閲覧できる機能を設けることで、職員の求人者に対する問い合わせの回数とそれに要する業務処理時間を軽減する。(平成23年度より実施)

また、ハローワークインターネットサービスについては、システムにて応募申込みを行ったにもかかわらず求人者と連絡を取らない者についても、採否結果確認票が求人者にFAX送信されているところである。そこで、応募の意思について、応募申込者に対し一定時間経過後再確認を行うなどにより、採否確認の効率化を図る方策を検討する。(平成23年度より実施)

これにより、採否確認のための準備、問い合わせの時間が短縮できることになり、年間延べ8,088人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、職員の求人者に対する問い合わせ回数が軽減されることは、求人者が問い合わせに回答する回数も軽減されることにもつながるため、利用者の利便性の維持・向上の観点も踏まえて実現を図ることとする。

## (2) 利用者による求人情報検索機能等の充実・強化

安定所では、初めて来所した求職者に対し、求職活動の基礎知識と安定所のサービスの案内を行った後、希望条件等に関するヒアリングを実施し支援内容を決定する。この一連の流れの中で、特段問題が認められず、求職者本人もまずは自ら求人情報検索を行い、応募等を行いたいとしている場合がある。その場合は、求人内容の見方、選択方法、選択した場合の紹介の手続、選択困難な場合の職員による援助方法等を説明した上で、求職者自身による求人情報の閲覧へ案内する。

閲覧方法については、展示されている紙の求人公開カードを閲覧する方法及び地方独自システムとして求人情報の検索と求人情報を印刷するための求人自己検索システムを利用する方法がある。このうち前者については求職者が探す手間が後者に比べてきわめて大きく、サービスレベルの格差を生じている。

本計画の実施においては次のとおり対応する。

これにより、年間延べ5,625人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

### ア 求人自己検索サービス利用範囲の拡大

求人自己検索システムを求人自己検索機能としてハローワークシステムへ取り込み、求人自己検索システムに要する経費抑制を図り、あわせて求人自己検索機能の利用可能な端末の設置台数を追加し、紙の求人公開カードを閲覧する方法と置き換えていくことを推進することで、すべての安定所及び付属施設で同一のサービスを提供することとする。(平成 23 年度より実施)

この端末台数の追加により、求職者が望む求人情報を探し出すための時間を短縮するとともに、求職者の希望する求人情報を検索するための職員の業務処理時間を短縮することで、対面による職業相談・職業紹介、職業指導を要する求職者に対応する時間を増加させることが可能となる。

これにより、すべての安定所で求人の閲覧に関して同一のサービスを提供できるようになるとともに、求職者自らによる求人情報の探索に係る時間を短縮できる。

#### イ 求人自己検索機能の強化

求職者の希望に沿った求人をより探しやすくするために、第 2、2、(6)の「イ 求人・求職情報についての検索機能等の充実・強化」において職員が使用する端末で検討するフリーワード検索の機能についても、その費用対効果を踏まえた上で、適切な方法により求人自己検索機能に含めることとする。(平成 23 年度より実施)

また、安定所等において、求人情報を提供する際には、市区町村よりも広域の地域や沿線といった場所別にまとめたり、受理日から一定の期間の求人を新着求人としてまとめて、あるいは求人自己検索システムの検索区分に設ける等、安定所等の管轄の状況や求職者のニーズに応じた様々な工夫を行っている。

ハローワークシステムの求人自己検索機能においても、こうした工夫に応じた利用ができるよう、安定所ごとに、検索キーを独自に設定できるようにする。(平成 23 年度より実施)

#### (3) インターネットによる情報提供の充実

本計画の実施においては、ハローワークシステムにおいて、ハローワークインターネットサービスの掲載情報を見直して、安定所の利用方法や利用に関するFAQなど、求職者・雇用保険受給資格者等利用者が安定所の来所前に入手したいと考える情報や詳細な相談等を要さない軽微な情報について提供を行う。(平成 22 年度より実施)

これにより、安定所の職員が電話による軽微な問い合わせに回答する時間を減らす。さらに、求職者等利用者がインターネットにより必要な情報を得ることで、来所前に自らの希望条件をある程度検討することができるようにするとともに、職員が職業相談・職業紹介、職業指導等の対面業務にマンパワーを投入するための環境整備を図る。(平成 22 年度



より実施)

インターネットに掲載する情報についても、単に情報量の増加を目指すのではなく、利用者の利便性の維持・向上と業務の効率化・合理化の双方の観点から、利用者に提供することが適切であり、職員の業務処理時間の抑制に資するものとする。(平成 22 年度より実施)

ハローワークシステムのインターネットによる情報提供機能については、個人情報保護等のための方策・仕組みを講じることとする。(平成 22 年度より実施)

#### (4) オンライン利用促進等による利用者の負担軽減

雇用保険被保険者の資格取得届のように一度に複数の被保険者に関する届出を行う際に、安定所の窓口では雇用保険被保険者資格取得届の連記式やFD申請のように一度に複数人の届出を行えるようにしているにもかかわらず、電子申請手続については被保険者ごとに申請する方式となっているため、事業所情報のような基本情報に関する項目であっても被保険者ごとに重複して入力する必要が生じており、事業主等利用者の負担が大きいものとなっている。

本計画の実施においては、次のとおり対応する。

##### ア オンライン利用促進

オンライン利用促進については、繰り返し手続がなされるため件数が突出して多く、事業主が手続主体である雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届を中心に重点的に取り組むこととし、以下の取組を始めとする利用促進のための措置を講じるとともにその周知を行う。また、一層の電子(オンライン)申請手続の利用促進を図るため、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等地方機関の窓口において、平成 18 年度当初より利用勧奨を行う。(平成 18 年度より実施)

- ・ 社会保険労務士が提出代行等する場合に事業主の電子証明書をIDパスワードでも代替可能とする。
- ・ 各種届出の添付書類の簡素化

ハローワークシステムにおいては、e-Gov(電子政府の総合窓口)の方針や他府省庁の状況を踏まえつつ、上記の利用促進を実施した結果を分析して、必要があれば改善を実施し、また、あわせて複数の者に係る同一の申請を同時に、又は断続的に繰り返し行う際の重複記載項目については、入力を何度も行う必要がないなどの入力のしやすさを考慮した申請書等作成支援の仕組みを検討し、整備する。(平成 22 年度より実施)

さらに電子申請を促進するため、社会保険や労働保険における申請契機が同一の各種届出については、一度に申請できる仕組みを設けること等により、事業主等の負担を減らし、

利便性の向上を図る。(平成 22 年度より実施)

また、今後の課題として、安定所、労働基準監督署等の労働官署内に来所者が労働基準行政、雇用均等行政も含めた労働行政全般に係る電子申請を行うことができる端末の設置を検討する。これにより、利用者の利便性が向上する。(平成 22 年度より実施)

#### イ 移管手続の簡素化

雇用保険制度においては、雇用保険受給資格者が転居した場合は、転居前（移管元）の安定所において手続をした後に転居先（移管先）の安定所で手続をすることを原則としているため、雇用保険トータル・システムにおいても、移管元の安定所が移管発の処理を行った後でなければ移管先の安定所で移管受けの処理を行うことができない仕組みとなっている。このため、雇用保険受給資格者が移管元での手続を行わずに移管先に来所した場合には、受付は行うものの、移管元の安定所で必要な処理が行われていないため、移管先の安定所から移管元の安定所に電話連絡を行い、移管元の安定所が雇用保険トータル・システムにおいて移管の手続を行った後でなくては移管先の安定所が必要な処理を行うことができない。

この移管元・移管先間での連絡に係る時間と業務処理は、職員の業務処理上の負担であるとともに、雇用保険受給資格者の待ち時間の増加の原因でもある。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、雇用保険受給資格者の移管手続を、雇用保険受給資格者が直接移管先に来所した場合は、移管元に対し、電話等により移管元における移管手続の処理依頼を行わずに、移管先において移管手続の処理ができるようにシステム機能を追加することとする。(平成 22 年度より実施)

これにより、雇用保険受給資格者は一度来所すれば移管手続が可能となり、利便性が向上する。また、移管元・移管先間での連絡に係る時間と業務処理が削減されるため、年間延べ 472 人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (5) 雇用保険の適用事業所関係手続のワンストップ化

雇用保険の事業所関係届出のうち労働保険においても同一の申請契機の手続がある届出については、労働基準監督署又は安定所のいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。(平成 25 年度より実施予定)

## 2 業務の処理の効率化・合理化

### (1) 労働市場状況等の統計分析機能の強化による的確な雇用政策の実施

労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他労働市場状況等の統計分析は、大きく三つの目的で実施されている。

一つ目は、我が国の雇用施策の立案・企画のために必要なマクロ分析である。データ分析の結果は、各種施策立案・企画、評価、対外的な説明に活用されており、また、厚生労働省以外の政府機関、地方自治体、民間研究機関等においても、雇用情勢の分析等に幅広く利用されている。

二つ目は、求人者・求職者への基礎的なサービスとして行う地域の労働市場に関する情報の提供であり、労働局・安定所において、求人者及び求職者が、相互に相手の状況を理解し、労働市場の実情に適合した求人・求職条件を設定することを支援するために活用されている。

三つ目は、労働局・安定所における業務運営を目的とした分析である。

毎年1月から3月にかけて、職業安定局の策定した業務運営計画に沿って、労働局・安定所では翌年度の業務運営計画を策定している。

このように労働市場状況の分析は、雇用政策の立案・企画、求人者・求職者へのサービス、職業安定局、労働局及び安定所における業務運営のための重要な基礎資料となるものである。

本計画の実施においては、次のとおり対応する。

#### ア 付属施設を含めたシステム環境整備と集計の実現

総合的雇用情報システム及び雇用保険トータル・システムで管理されている各種データについては、日次・月次等の集計を自動的に行っているが、システムの設置されていない付属施設が存在することや、付属施設の一部でその業務処理件数等が安定所処理分に含まれてしまい付属施設単独での集計ができないものが存在するという問題がある。

こうした付属施設においては、集計及び結果を所属する安定所や所属する労働局へ文書で送付しその内容を報告するという一連の作業を手作業で行うことになる。

この手作業はシステムにより提供される場合と比較して職員負担が大きく、また、結果のとりまとめに係る時間が長くなっている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいて、総合的雇用情報システムの設置されていない付属施設において手作業により集計していることについては、ハローワークシステムの端末を設置することで対応する。あわせて、いずれの付属施設であっても業務処理件数等を所属する安定所の内数として集計を可能とする仕組みを設ける。(平成 23 年度より実施)

これにより、年間延べ 594 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

## イ 集計表の電子データによる配信

総合的雇用情報システム及び雇用保険トータル・システムで管理されている各種データについては、日次・月次等の集計を自動的に行っているが、総合的雇用情報システムの集計表の一部と雇用保険トータル・システムのすべての集計表は紙により提供していることで、分析のために集計表を作る場合に、表計算ソフトへ再度入力する作業が発生している。

この作業は、システムにより提供される場合と比較して職員の負担が大きく、また、結果が明らかとなるまでの期間、その結果が周知されるまでの期間が長期化してしまうという課題がある。

この課題については、本計画の実施において、表計算ソフトへ再度入力する作業が発生していることについては、紙による集計表の配信を、ハローワークシステムにおいては、電子データによる配信と表計算パッケージソフトの活用に改めることで対応する。なお、電子データによる配信については、雇用保険業務だけでなく、ハローワークシステム全体の統ルールとする。(平成 23 年度より実施)

これにより、年間延べ 1,063 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、紙による配信を電子データによる配信と改めることにより、印刷に要するコストの抑制やプリンタ性能要件の緩和を図る。(平成 23 年度より実施)

## ウ 集計により取り扱えるデータの拡大

総合的雇用情報システム及び雇用保険トータル・システムで管理されている各種データについては、日次・月次集計を自動的に行っているが、いずれのシステムにおいてもシステムに蓄積・保管されているデータのすべてを集計対象とはしていない。

また、集計の方法についても、総合的雇用情報システムにおいては集計項目の組み合わせを選んで集計・加工を行う機能を提供しているが、集計できる範囲は予め決められたごく限られた定型表のみである。

更に、集計がシステムごとにされているため、例えば、職業紹介業務と雇用保険業務のデータを合わせて総合的な分析を行うことが困難である。

このことから、システムで自動集計される集計表では把握できない詳細な労働市場の変化や利用者のニーズ等の変化を把握するために、別途必要に応じてプログラム開発を行って集計表を作成すること(以下「特別集計」という。)や安定所において手作業で把握、集計したものを、労働局へ報告し、さらに労働局でとりまとめたものを職業安定局へ報告し、職業安定局が全体のとりまとめ(以下「報告業務」という。)が行われている。前者ではシステムの追加改修費用と改修期間、後者では、集計作業の職員負担と集計時間による結果把握の遅延が生じている。

就業形態の多様化等、我が国の労働市場はより複雑化しており、その変化の速度も速く

なっているため、より正確に雇用失業情勢を把握し、分析する必要が高まっていることから、今後は、個別業務データを横断的に用いたパネル分析等を含め、より詳細な分析を臨機に行い、行政運営に反映させる体制が必要になっている。

本計画の実施においては、システムが保管・蓄積しているデータについては、個人情報の厳格な保護を図りつつ、集計や個別業務のデータを横断的に用いたパネル分析の対象とできるような仕組みを設けることを検討し実現を図ることで、特別集計や報告業務における手作業での集計等の発生を抑制する。(平成 23 年度より実施)

これにより、安定所における手作業による集計作業の抑制を図り、年間延べ 265 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

## (2) 職業安定行政関係業務におけるデータ連携の強化

職業安定行政関係業務・システムにおけるデータ連携は、大きく分けると、①労働局や安定所などの職業安定行政関係業務を行う組織内・組織間のもの、②労働保険適用徴収業務、労災保険業務なども含めた労働基準局とのもの、③年金局等との年金適用に係る併給調整等に関するものがある。

職業安定行政関係業務の各業務は法令・制度に基づきそれぞれの所管・担当組織において独立して実施されているものであり、業務における連携としては自業務の処理結果等の情報を他業務の担当組織へ提供し、情報共有・情報交換を図るものである。

システムのデータ連携も同様であり、業務処理の結果情報を他のシステムへ送信する処理となっている。

平成 12 年度の労働行政の地方組織である労働局の設置以降、職業安定行政、労働基準行政間の関わりが一層密接になってきたこと、年金制度と雇用保険制度双方の国民サービスの視点からの整合性のある運用の必要性がいつそう高まっていることを踏まえて、本計画の実施においては、ハローワークシステムにおいて、次のとおり従来のデータ連携の方法について一部見直しを実施する。(平成 22 年度より実施)

また、この見直しに当たっては、将来において事業所情報及び被保険者情報のような相互に活用する情報を一体的に管理するという要請が高まった場合を考慮し、費用対効果を踏まえて検討した上で、データ構造や実装方法等の実現を図る。(平成 22 年度より実施)

### ア データ連携による各業務の効率化

労働局・安定所における業務ごとの連携については、職業紹介業務、雇用保険業務、助成金業務等の担当部門間で行われている。

職業紹介業務の視点から見たデータ連携としては、雇用保険の失業認定の状況、各種給付状況などのデータがあり、職業紹介業務の処理を行う総合的雇用情報システムにおいて

は、総合的雇用情報システムの端末から雇用保険トータル・システムの台帳照会が可能となっている。

雇用保険業務の視点から見たデータ連携としては、雇用保険トータル・システムの端末からは、職業相談記録や紹介状況等を記録している求職台帳を参照することができない。

助成金制度については、制度が多数あること、制度改正が頻繁に行われることから、システム化されている助成金制度は、支給件数が多い特定求職者雇用開発助成金及び小規模事業被保険者福祉助成金となっている。

このうち特定求職者雇用開発助成金業務処理システムの端末からは、雇用保険トータル・システムの台帳等を参照することが可能であるが、総合的雇用情報システムについては、システム的な連携がされていないため、必要となる情報を紙で取り寄せて情報を把握している。

本計画の実施においては、ハローワークシステムにより、業務上関連するシステム間の機能連携、データの互換性を確保することで、上述のようなシステムで参照できない情報のやりとりを実現し、必要な情報のやりとりに要する業務処理の負担を抑制することで、業務の効率化・合理化の実現を図る。

具体的には、雇用保険適用事業所台帳、求人事業所台帳等の情報のうち個人情報を含まない部分については、業務に必要な範囲で各部門から利用可能とし、適切な事業所指導を実現する。(平成 22 年度より実施)

また、雇用保険の被保険者台帳、支給台帳の情報等については、職業紹介部門における相談業務、助成金の支給要件確認等の限定された業務の担当者に対して、口座番号等の不必要な情報は提供しない等範囲を限定した上で、データ提供を行う仕組みを構築する。(平成 22 年度より実施)

求職者台帳の情報等については、雇用保険の失業認定時の意思確認、助成金や雇用保険の給付金の支給審査等の限定された業務に対して、それぞれの業務において必要な範囲に限り提供するものとする。(平成 22 年度より実施)

これにより、雇用保険の失業認定時の確認・審査業務及び助成金の審査・確認業務が短縮されるため、年間延べ 14,663 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

なお、ハローワークシステムにおいては、端末の共用化・共通化を図ることから、連携を図るに当たっては、データの具体的内容について、個人情報保護や業務の目的との整合性等に十分留意して、連携可能なデータを限定する。(平成 22 年度より実施)

また、そうしたデータを参照した場合には、参照した利用者と利用日時、参照したデータの内容等が履歴として残るようなシステム機能等を講じ、さらに各利用者が使用可能な機能については、システム管理者からの申請により設定可能な仕組みを実現するといった必要なセキュリティ対策を講じることとする。(平成 22 年度より実施)

## イ 助成金業務における支給要件確認の迅速化等

助成金の審査・確認業務を効率化・合理化するため、本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、個々のサブシステム間でのデータ連携の強化を行うものとする。

具体的には、職業紹介サブシステムに対しては求人・求職票の履歴情報等を照会する機能、雇用保険サブシステムに対しては解雇情報・雇用保険の被保険者期間等を照会する機能や労働保険料の滞納状況等を照会する機能を設け、各事業所への助成金支給状況・過去の不正受給履歴・滞納状況・解雇情報・事業所訪問履歴などを参照可能とする。(平成 22 年度より実施)

これにより、年間延べ 2,892 人日分(試算値。前項の「ア データ連携による各業務の効率化」に内含)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

また、これまで、各安定所において行われていた、各種助成金の支給申請受理、審査の業務について、順次、労働局等への集約化を図る。(平成 21 年度より実施)

これにより、年間延べ 2,397 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

## ウ 職業紹介業務におけるシステムの利用者コードの共有化・共通化

職業安定行政関係業務において利用されている主要なコードには、事業所番号、求人番号、求職番号、被保険者番号、支給番号がある。各業務において利用されている主要コードは統一化されており、各システム間での連携が可能となっている。

ただし、職業紹介業務においては、求人者・求職者の対象別に情報システムが構築されているため、同一の求人者・求職者について複数の利用者コードが付番されている。

具体的には、新規大学等卒業者については、学生職業総合支援センター情報データベースにより求人情報の提供、職業相談等を行っているが、新規大学等卒業者については安定所への求職申込とは別に、クラブ会員登録を行い、独自の利用者コードを発行している。

卒業年度内に就職できなかった新規大学等卒業者については、職業相談の途中から、安定所へ求職申込を行うこととなり、総合的雇用情報システムに新規登録を行うこととなるが、この際に新たに求職番号が発行され、この番号とクラブ会員の番号が異なること及びクラブ会員として登録されている情報の移行ができないことから、これまでの登録情報や活動状況等を継続して利用できない。

本計画の実施においては、ハローワークシステムにより、特に、職業紹介関係の各業務システムの整理・統合を実現するために、求人者・求職者に付番されるコードの共有化・共通化を図るものとする。(平成 23 年度より実施)

これにより、共有しやすい環境をシステムにより整備することで業務の効率化・合理化、利用者の利便性の向上を図る。(平成 23 年度より実施)

## エ 事業所情報の共有化

職業安定行政関係業務にて扱う事業所に関する情報は、従来から職業安定局、労働局・安定所の組織・部門間において、利用目的等を十分に考慮しつつ、共有・活用されていた。

こうした共有・活用は、職員による通常の事務処理ととらえていたこともあり、職業安定行政関係業務に関わる総合的雇用情報システムや雇用保険トータル・システムにおいて、いずれも業務単位に設計されている。

保有情報の取扱いについて、業務・システムを単位としていることは情報の適正な管理を図る上では重要なことではあるが、求人者・求職者等利用者に対する適切なサービスの提供、複数の労働局や安定所の管轄にまたがる事業所に対する適切な指導の実施等の必要性を勘案すれば、システムにおける利用者権限設定等のセキュリティ対策を適切に行い、必要かつ適切な範囲であれば業務・システムの範囲を越えた横断的な利用を可能とすることが不可欠となってきた。

本計画の実施においては、事業所ごとに過去に提供したサービスや指導履歴を蓄積・管理し、業務ごとではなく、事業所の訪問実績及び状況等を業務横断的に活用できるようにする。(平成23年度より実施)

また、求人情報については、個々の求人単位で紹介状況や採用状況などを管理しているが、さらに事業所を単位とした把握を可能とすることで、充足状況を業務横断的に確認できるようにする。(平成23年度より実施)

情報を共有しやすい環境をシステムにより整備し、情報の共有に係る職員負担を軽減することで、業務の効率化・合理化を図る。(平成23年度より実施)

### (3) 厚生労働省内の他の部局にまたがるデータ連携の強化

事業を新規に始める場合など労働保険の手続を行うには、まず労働保険の保険関係成立届を所轄の労働基準監督署又は安定所に提出する。その後雇用保険の手続を行うために「雇用保険適用事業所設置届」及び「雇用保険被保険者資格取得届」を管轄の安定所に提出する必要がある。そして、当該年度分の労働保険料(保険関係が成立した日からその年度末までの労働者に支払う賃金の見込み額に保険料率を乗じて得た額)を概算保険料として申告・納付することが必要となる。

労働保険の取扱いについては、労災保険と雇用保険を一つの労働保険の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付等を両保険一本で行う一元適用事業と、労災保険の保険関係と雇用保険の保険関係を別個に取り扱い、保険料の申告・納付をそれぞれ別々に行う二元適用事業があり、雇用保険及び労災保険の適用範囲が異なる。

このことから、雇用保険に係る処理については雇用保険トータル・システム、労災保険に係る処理については労災行政情報管理システム、労働保険の徴収業務に係る処理につい



では労働保険適用徴収システムが構築され運用されているところである。

安定所で行う雇用保険業務については、労働保険の徴収業務との関連が強い。そのため業務連携の必要性から、雇用保険トータル・システムの業務端末（OCR端末、WM端末）から、労働保険の滞納状況等を確認できる機能が実現されている。

本計画の実施においては、ハローワークシステムにより、次のとおり連携を進め、現状よりも迅速な対応が可能な環境をシステムにより整備することで業務の効率化・合理化を図る。

#### ア 労働保険番号と（雇用保険の）事業所番号の共有化

雇用保険業務の円滑な運用に資するため、労働保険適用徴収システムの事業所に係るデータと雇用保険トータル・システムの事業所に係るデータの連携を行い必要な情報を双方で利用できるようにする。（平成 25 年度より実施予定）

また、従来、労働保険適用関係の各種届出については労働基準監督署において、また、雇用保険適用関係の各種届出については安定所において行っていたところであるが、これらの業務のうち同一申請契機の届出については様式を統合するとともに、労働保険適用徴収システムへの入力によりハローワークシステムの適用事業所台帳に反映させる仕組みを設けること等により業務の一元化を図る。（平成 25 年度より実施予定）

#### イ 基礎年金番号と雇用保険被保険者番号の対応関係の明確化

従来、雇用保険業務処理の過程において、届出が適正になされていない場合には、同一人に対して被保険者番号を複数付与してしまう場合があり、個人を一意に特定する方法を確立する方式を検討する必要がある。さらに、厚生労働省から一定期間ごとに磁気テープを提供することにより年金局等が行っていた、年金と雇用保険の併給調整の確認業務処理について、年金局等から雇用保険の受給状況をより迅速に確認できるようにすることが、利用者サービス向上の観点から重要である。これらの課題については、制度のあり方にも大きな影響を与えることが考えられるため、引き続き、他省庁における個人に係る固有番号の統一の動きを注視し、社会保障・税に関わる番号制度と国民ID制度の動向を考慮しつつ、結論を得ることとする。

#### ウ その他

安定所において、労働基準監督署の労働基準行政情報システムが有する事業場の情報についても、関係法令等の守秘義務も踏まえ、安定所の業務として必要かつ適切な範囲について端末からの照会を可能とする。

これにより、これまで、労働基準監督署に直接照会しなければ得られなかった情報についても、安定所内において照会が可能となり、照会時間に係る業務効率化が図れる。(平成 21 年度より実施)

#### (4) 各種マニュアル類の電子化

新制度や制度改正に伴う業務処理内容に関する労働局・安定所への周知方法として、大きく通達、内かん等による方法、マニュアル配付による方法、研修による方法がある。

制度改正にあわせて通達が配付されているが、業務取扱要領や事務処理要領といったマニュアルへの反映は、大幅な制度改正時やシステム更改時にまとめて行われることが多く、比較的小規模の改正であれば、改正部分のみの文書の通達によって周知されている。

このことから、マニュアルへの反映が実施されるまでの間、労働局・安定所の職員が最新の業務処理内容を把握するためには、関連通達とマニュアルの双方を管理し、理解する必要がある。

また、職業安定行政システムの共有文書領域において、マニュアルの電子的掲示を行っているが、紙をスキャナで読み込んだ画像形式のものや作成のアプリケーションの相違などがあり、十分な活用が図れる状況とはなっていない。

本計画の実施においては、ハローワークシステムにより、紙で管理している通達、内かん、業務取扱要領、事務処理要領といった各種マニュアル類の電子化を、単なる電子化ではなく、旧バージョンと新バージョンの差異を照合できること、パソコン画面上で印刷することなく活用できることといった本来の電子マニュアルとして利用するために望ましい仕組みを設けて提供することにより、最新の制度・マニュアルの検索性・参照性向上を図る。(平成 22 年度より実施)

なお、こうしたマニュアルを作成するための紙による文書の電子化については、外部委託により実現する。(平成 22 年度に実施)

#### (5) ハローワークコールセンターの設置

安定所の電話交換業務及びハローワーク業務に係る軽微な問い合わせについて、平成 18 年度にコールセンターを設置することにより集中化を図る(受電件数の多い 3 安定所に限る)。(平成 18 年度に実施)

これにより、安定所における各種電話対応業務において、年間延べ 2,025 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

平成 18 年度については、受電件数の多い所においてのみ試行的に導入するが、今後、導入後のコスト削減や安定所職員の業務負担軽減の状況を勘案しつつ、範囲の拡大等、その枠組みの見直しについて検討を行うこととする。

## (6) 窓口関連業務の効率化

労働力人口の減少傾向が続いていること、特に若年者を中心に求人・求職のミスマッチが大きいこと、雇用情勢に地域差が見られることなどの状況下で、求人・求職のマッチングを向上させるためには、求人者・求職者の個々の状況やニーズに応じた職業相談・職業紹介を実施することがますます求められるようになってきている。

こうした状況下で、求人者・求職者から得る必要のある情報が増えていることから、求人・求職申込書の記入項目や内容は子細になっている。

総合的雇用情報システムでは、求人者が紙の求人申込書に必要な事項を記入し、それを光学文字読取（以下「OCR」という。）装置で読み込んで登録するという処理を行っており、求人申込書の記入や手書き文字のOCR認識、認識後の訂正といった処理には元々一定の時間を要するが、記入項目や内容の増加によって、さらに時間が増えてしまい、結果として対面業務にかけられる時間が減ってしまう可能性がある。

求職者との面談時間をより多く確保し、的確な求人・求職のマッチングを実現するために、本計画の実施においては、ハローワークシステムにおいて、次のとおり実施する。

これにより、求人・求職受理において端末に登録するための時間及び求職者の希望条件や職業経歴等に合致した求人を絞り込むための時間を短縮して、対面でのきめ細かなサービス実施時間へ振り替える。

### ア 求人・求職の電子データによる申込受付

求人・求職受理においては新規高等学校卒業者の求人情報と新規大学等卒業者のクラブ会員登録を除いて、求人者・求職者等利用者が記入した紙の申込書等により受理している。

求人者・求職者のニーズが多様化したことで、追加情報の入力が増えた結果、システムに入力すべき情報は増えているが、OCR精度は向上してはいるものの手書き文字の完全な認識はきわめて困難なことから、職員の訂正入力等の負担はかなり大きい。

この負担は、業務処理時間の増大につながり、求人者・求職者等の審査・確認等の本質的に必要となる時間以外の職員作業による利用者の待ち時間の増加を生じさせてもいることから、本計画の実施においては、求人者・求職者等利用者が安定所の来所前にホームページ上で情報を仮登録できる機能を設ける。（平成23年度より実施）

ただし、求人者・求職者のすべてがパソコンを利用しているわけではないことから、従来の紙の申込書等をOCR入力する処理は引き続き残す。

この実施により、電子媒体による申請が増加した場合、OCR入力と比べて、誤認識の訂正処理が減ること及び前回の電子データの再利用が図られることにより、職員の業務、利用者の作成作業の双方について負担軽減となる。

また、求職申込及び求人申込受理時のOCR処理時間が短縮されることから、年間延べ9,811人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### イ 求人・求職情報についての検索機能等の充実・強化

総合的雇用情報システムにおいては、求人台帳、求職台帳ごとに一意の番号から検索して必要な情報を取得する機能を有してはいるが、インターネットのホームページにおいて主要となってきている検索のように、システムに点在する情報から特定の単語に合致する情報を探すといったフリーワード検索や複数条件の組み合わせによる検索等、より柔軟性の高い検索機能を持たない。

職業紹介業務において、求人者・求職者のニーズは多様化していることから、職員が、蓄積されている情報を適切に活用するためには、検索に要する時間の短縮を図る必要がある。

この短縮を行うに当たっては、単に総合的雇用情報システムの同様の機能に要する時間を減らすという高速化ではなく、検索機能として、必要な切り口、例えばシステムに蓄積している情報の検索時の対象範囲を職業紹介業務だけでなく、事業所に関する情報全体の指定やフリーワード検索の利用を可能とすることといった機能の充実により実現を図る。（平成23年度より実施）

また、総合的雇用情報システムにおいては、求人情報には一つだけ職業分類を設定できるようにしているが、求人情報の検索においては、当該求人が例えば営業と事務の二つの要素を持つ場合がある。

こうした複数要素を持つ求人情報をより迅速・適切に検索できるようにするために、検索用のコードとして複数の職業分類を登録できるようにする。（平成23年度より実施）

さらに、総合的雇用情報システムにおいては、定期配信の帳票として、例えば職業紹介の実施日から一定期間経過時点において採用・不採用の情報が記入されていない求人の一覧を出力する機能があるが、こうした条件に合致した情報を効果的に出力する機能についても検索機能の一種と見て、本計画において取り扱うこととする。（平成23年度より実施）

本項の実施内容は、前項の「ア 求人・求職の電子データによる申込受付」により登録された情報を有効に活用するために必要な事項であり、これと相まって、職業相談・職業紹介、職業指導の適切な運用とマッチングの効率化・合理化に資するものである。

これにより、職員が情報を探す業務処理時間が短縮されることから、年間延べ10,453人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (7) 雇用保険に係る各種業務の効率化

雇用保険に係る、以下の業務の効率化を図る。

#### ア 確認・審査業務の効率化

ハローワークシステムにおいて、雇用保険業務の中で、最も業務処理時間がかかっている確認・審査業務のうち、被保険者期間の確認作業・賃金日額計算作業をシステム化して効率化を図る。(平成 22 年度より実施)

これにより、書類の整理・保管に係る時間及び賃金計算に係る業務処理時間が短縮され、年間延べ 16,749 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### イ オンライン申請手続きに係る業務の効率化

電子(オンライン)申請手続きに係る、データ入力業務や窓口対応業務の省力化等の業務効率化を図ることとし、それによる具体的な業務処理時間削減効果につき、平成 18 年中に、その効果を数値で具体的に明示する。(平成 18 年度に実施)

#### ウ 不正受給調査に係る業務の合理化

従来、安定所で行っていた、不正受給の調査に係る業務について、ハローワークシステムにおいて一定の場合にエラーチェックがかかる仕組みを導入すること等により業務の効率化を図る。(平成 22 年度より実施)

こうして不正受給を未然に防ぐことにより、不正受給の調査に係る業務において、年間延べ 187 人日分(試算値)の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### エ 書類保管業務の効率化・電子保存の推進

雇用保険業務で使用している法令様式等の帳票は、職業安定局において一括調達して各労働局・安定所へ帳票ごとに定めた配付時期に配付していることから、各労働局・安定所では窓口で配付する帳票に不足が生じないように、余裕を持って各帳票を保管する必要がある。

また、届出等で受理した帳票等についても帳票ごとに保存年限を定めて保管している。このことから各労働局・安定所においては、保管スペースの確保や帳票類の整理・保管作業による職員への負担が大きくなっている。

本計画の実施においては、帳票のオンデマンド印刷を可能とする。(平成 22 年度より実施)

あわせて、受理した帳票等の電子保存を可能とする環境や制度の整備を検討し、平成 23 年度までに仕組みを構築する。(現地職員の業務量が増大するため実施を見送り)

これにより、年間延べ3,097人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (8) 雇用管理改善指導における指導監督業務の効率化

雇用管理改善指導業務においては、職業安定行政システムの一つの機能として、6-1報告の集計部分のみシステム化されているが、事業所情報などの基本情報に関する項目が共通化されていないため、システム上も障害者、高齢者、外国人のそれぞれで事業所情報に関するデータを保有している。また、システムへのデータ入力作業は職業安定局において一括して行っているため、迅速な処理が困難であり、その結果、適時の事業所指導を実施するために労働局・安定所において独自で集計を行うなど二重入力が発生している。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、各制度（障害者、高齢者、外国人）で保有している事業所情報などの基本情報に関する項目を共通化するとともに、労働局・安定所でもデータ入力を可能とすることでシステムへの反映を迅速化し、労働局・安定所において必要なときに最新の6-1報告のデータ及び集計結果を利用可能とする等集計・統計機能を拡充する。（平成22年度より実施）

また、指導記録のシステム入力化を図り、6-1報告とリンクできるようにすることで、よりきめ細かな指導監督の実現を図る。（平成22年度より実施）

これにより、年間延べ43人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (9) 労働力需給調整事業業務における指導監督業務の効率化

需給調整事業業務の処理を行う需給調整事業システムは、一部の労働局にのみ導入されており、未導入の労働局の事業主に係る申請時の入力は職業安定局での一括入力となっている他、未導入の労働局に係る事業主及び事業所に対する日々の指導監督等の状況については、紙媒体により保管することとなっており、高水準で推移する許可・届出等を効率的に処理できない一方で、指導監督に必要な関係労働局及び職業安定局相互間の効率的かつ迅速な情報伝達、連携の手段を欠いている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいて、システムの全国展開を図り、需給調整事業システムにおいて、システム化されていない指導監督業務のうち、指導記録のシステム入力化等可能なものについてシステム化することで、関係労働局及び職業安定局相互間の効率的かつ迅速な情報伝達、連携を可能とし、よりきめ細かな指導監督の実現を図る。（平成22年度より実施）

これにより、年間延べ1,550人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (10) 求職者支援業務の効率化

求職者支援制度の対象となる特定求職者であるかの要件確認では、労働の意思と能力があることを確認する必要があることや、訓練中や訓練後において職業相談を実施することとなっている等、求職者支援業務においては職業紹介業務等との密接な連携が必要となる。そこで求職者支援業務に係る機能をハローワークシステムに実装することで、この情報連携を実現し業務の効率化を図る。さらに、この機能をハローワークシステムの共通基盤を利用して実現することで、ハローワークシステム全体の運用の一層の効率化を図る。

#### ア 支給決定通知書の出力

職業訓練受講給付金の支給申請業務においては、支給決定通知書を求職者へ郵送するに当たって住所と宛名を職員が個別にプリントアウトして宛名ラベルを作成していることから、支給決定通知書の出力機能を実装することで、住所と宛名を個別にプリントアウトする必要がなくなり、支給決定通知書の出力から郵送までの業務効率が向上する。

これらについて、平成 26 年 4 月を目途に実現する。これにより、年間延べ 6,112 人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### イ 統計機能の追加

就職支援対象者数、給付金・奨励金の初回支給件数、就職者数等の統計量については、職員が業務処理結果データから取得した上で表計算ソフト等を利用して集計している。

本計画の実施により、平成 26 年 4 月を目途に統計機能を実現することで、業務処理結果データの集計に係る業務が不要となる。

これにより、年間延べ 749 人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### ウ 訓練コース情報等の参照機能の追加

労働局職員が奨励金の支給審査をしたり、安定所職員が訓練コースや訓練機関等の情報を参照する際には、独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページに画面を切り替える必要がある。

本計画の実施により、平成 26 年 4 月を目途に安定所職員がハローワークシステムから訓練コース等の情報を参照可能とすることで、画面切り替え等の手間を軽減し、業務の効率化を図る。

これにより、年間延べ 3,101 人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### エ 受講申込・事前審査書（安定所提出用）等の OCR 読み取り

本計画の実施により、平成 25 年 4 月を目途に受講申込・事前審査書（安定所提出用）等の OCR 読み取りを実現することで、画面上での入力作業を軽減し業務の効率化を図る。

これにより、年間延べ 5,779 人日分（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

#### (11) 市場化テストの実施

平成 17 年 6 月より、キャリア交流プラザ等について市場化テストのモデル事業を実施しているところであるが、平成 18 年度についても当該事業を引き続き実施する他、人材銀行等について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく市場化テストを本格的に実施する。（平成 18 年度に実施）

### 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し

#### (1) メインフレームのオープン化

本計画の実施に当たっては汎用機のオープン化を必須とする。ただし、リアルタイム処理が可能となる能力を備えたシステムを構築する。（平成 22 年度より実施）

総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システムの二つのシステムについては、ハローワークシステムにおいてはそれぞれ職業紹介サブシステム、雇用保険サブシステムとなるが、平成 23 年度からメインフレームのオープン化を図る。（平成 22 年度より実施）

これにより、年間 25.2 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

#### (2) ローカルサーバの廃止、センター集中化

職業安定行政関係の各業務・システムは、個別にシステム構築が行われている。職業紹介業務を処理する総合的雇用情報システムは職業安定局労働市場センター業務室に設置されたサーバ群（CS、BS）と全国の主な安定所に設置されたサーバ群（LS）を IP-VPN 回線で接続したネットワークシステムである。CS、BS、LS ともメインフレームを利用している。

ハローワークシステムにおいては、データはセンター集中化して、一元管理する方向で検討する。（平成 23 年度より実施）

ただし、業務処理上で、端末を利用する際のレスポンスの低下は回避することが必要であるため、ハローワークシステムにおいては、多くの求職者が必要とする情報、例えば通勤範囲内であるかなどの基本となる求人データ検索について速度を重視することとし、全国の求人データ検索については多少の時間を要しても差し支えない構成とし、システム構成の効率化・合理化を実現する。（平成 23 年度より実施）



### (3) オープンなソフトウェアの活用、ソフトウェア基盤の整備

ソフトウェアを含め特定の技術や製品に依存することは、調達自由度を損なうことにつながりかねないことから、オープンな標準に基づいた多様な技術や製品の導入を通じて、情報システムの柔軟性を高めていく必要がある。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、柔軟かつ迅速に対応できるシステムとするため、システム改修に当たって多額の費用が発生しないようなアーキテクチャを採用し、共通化、標準化を進めることで実現を図るものとする。そのため、ハローワークシステムの設計・開発に当たっては、各業務・システムで個別に基盤系ソフトウェア開発を行うのではなく、システム全体としてソフトウェア基盤標準方式を採用するものとする。(平成 21 年度より実施)

また、ソフトウェア基盤標準方式の検討に当たっては、外部連携を考慮した柔軟なシステム設計についても踏まえることとする。

#### ア ソフトウェア基盤の標準化

ソフトウェアについては、これまで各業務・システムが個別に調達された経緯もあり、開発したベンダーにより採用されている OS やミドルウェア等のソフトウェアは異なっている。ハローワークシステムの構築に当たっては、平成 18 年度にソフトウェア基盤標準化の方式を決定するものとする。その中で、ソフトウェア基盤検討において、オープンソースソフトウェアの活用について検討を行う。(平成 18 年度より実施)

#### イ 汎用パッケージソフトウェアの活用

本計画の実施に当たっては、メインフレームのオープン化によりハードウェアとソフトウェアの分離調達を図ることとともに、ハローワークシステムの設計において、汎用パッケージソフトウェアの活用を図ることを検討する。(平成 22 年度より実施)

また、検討に当たっては、単に開発・導入時の費用削減の観点だけで活用を図るのではなく、システムの安全性・信頼性、業務継続性及びシステム稼働後の運用やシステムの更改といったシステムのライフサイクルにおける費用を考慮したうえで、汎用パッケージソフトウェアの活用範囲、方法等を検討した後に製品選定の条件を明確化して、調達を実施することとする。(平成 22 年度より実施)

具体的な汎用パッケージソフトの活用については次のものがある。

求人者が求人申込書への就業場所の記入時に利用したり、安定所において求職者が選考場所や就業場所の地図を容易に印刷したりできるよう、汎用地図ソフトを導入する。(費用

対効果の観点から導入しないこととした。)

また、申請書等に記載された住所地を入力し、該当する住所地の不存在（架空の住所）を調べることで、不正受給の未然防止に資する。

#### (4) 統合運用監視の実現

ネットワークと同様に、運用・保守については、職員の指示・管理の下、総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システムといったシステムごとに調達した業者が実施している。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、統合運用監視の方法の実現を図る。(平成 20 年度より実施)

これにより、年間 8.3 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

#### (5) 厚生労働省共通システム（統合ネットワーク、共通サービス）への移行

電子政府構築計画において、「IT化に対応した業務改革」の中の「共通システムの最適化」の一つとして「府省内ネットワークについては、各府省において、2005 年度末(平成 17 年度末)までのできる限り早期に、それぞれ最適化計画を策定し、システムの見直しを進める。」とされているところである。

これを踏まえ厚生労働省においては、2005 年(平成 17 年)5 月 27 日「厚生労働省統合ネットワーク(共通システム)最適化計画」(厚生労働省行政情報化推進会議決定)(以下「ネットワーク最適化計画」という。)を策定している。ネットワーク最適化計画に基づき、詳細な検討が進められているところであるが、厚生労働省が保有する複数の広域ネットワークの最適化を実施するための基盤として、厚生労働省統合ネットワークを構築することとなっている。また、基本システムの一部の機能についても共通サービスとして提供することが計画されている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、統合ネットワーク及び共通サービスを利用する。(平成 21 年度に実施)

#### ア 厚生労働省統合ネットワークの利用

労働局・安定所と職業安定局などの職業安定機関間では複数のネットワークが存在している。

職業安定行政関連だけでも、総合的雇用情報システムの IP-VPN 回線、雇用保険トータル・システムのフレームリレー網、職業安定行政システムの広域イーサネット、そして、局・所 LAN の複数のネットワークが存在している。

ネットワークについては、各業務・システムごとに複数の運用管理が実施されており、コストの面からも見直しが必要となっている。最適化に当たっては、ネットワーク統合を行うことが急務である。

今回の最適化実施に当たっては、各業務・システムで構築されてきた個々のネットワークを廃止し、厚生労働省統合ネットワークの利用を前提としてシステム構築を行うものとする。

厚生労働省統合ネットワークのサービス提供開始時期が平成 20 年 4 月となることから、雇用保険トータル・システムのフレームリレー網の利用停止と端末切り替えを先行的に実施する。その後、総合的雇用情報システムの I P - V P N 回線、職業安定行政システムの広域イーサーネットも順次統合を図り、平成 22 年度中に移行を完了させることとする。(平成 22 年度に実施)

局・所 L A N については、職業安定行政関係の職業安定行政システム、総務、雇用均等関係の総務情報システム、労働基準行政関係の労働基準行政情報システムが相互接続されることから、できるだけ早い段階で廃止する。(平成 23 年度に実施)

ただし、雇用保険業務は失業等給付などの決済業務があるため、安全性、安定性が損なわれない事が前提条件となる。ネットワーク帯域の優先制御等の仕組みについては、ネットワーク最適化計画に基づく、共通サービス提供基準や L A N 構築標準化基準に則って、今後検討する必要がある。(平成 22 年度に実施)

#### イ 共通サービスの利用

職業安定行政システムにあるグループウェアについては廃止し、グループウェアに関しては、厚生労働省統合ネットワークが提供する共通サービスを利用することが前提である。(平成 21 年度より一部ユーザにて実施)

その上で、労働局・安定所の工夫や、新技術を使った機能などを取り込めるような基盤を「ア 厚生労働省統合ネットワークの利用」の実施の後に整備する。

#### ウ 労働保険ネットワークの廃止

雇用保険業務を処理する雇用保険トータル・システムは、職業安定局労働市場センター業務室に設置された雇用保険関係業務処理用電子計算機 (H O S T - A)、労働局・安定所等に設置されたサーバ群 (システムサーバ (S S)) 及び端末をフレームリレー網で接続する通信制御用電子計算機 (F E P) により構成されている。雇用保険関係業務処理用電子計算機及び通信制御用電子計算機はメインフレームである。

また、雇用保険トータル・システムにおいては、通信制御用電子計算機 (F E P) 装置とフレームリレー網からなる労働保険ネットワークをデータ通信サービスとして役務の提

供を受けている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、厚生労働省統合ネットワークを利用することとして、平成 21 年度中に労働保険ネットワークの利用をとりやめる。(平成 21 年度より実施)

#### (6) 端末の汎用化・共用化

職業安定行政関係の各業務・システムでは、端末装置や印刷装置は、個別システムごとに専用装置が配備されている。

本計画の実施において、ハローワークシステムにおいて、汎用 OCR 装置（スキャナと汎用パッケージソフトウェアの OCR ソフトウェアで構成）と汎用プリンタを利用することとし、あわせて次のとおり実施する。

これにより、年間 38.7 億円（試算値）の経費削減が見込まれる。

なお、端末の汎用化に当たっては、端末装置の耐久性、保守性を担保することが不可欠であることから、業務処理のピーク時における大量処理に耐えられるよう、必要に応じて大量処理用の装置を設置するなどの対策を講ずることとする。

#### ア 端末汎用化に伴う帳票の見直しの実施

雇用保険業務で使用する帳票は、一部、A 4 版化がされているものの、B 5 版（雇用保険被保険者資格取得届や雇用保険適用事業所廃止届 他）、専用ターンアラウンド帳票（雇用保険被保険者資格喪失届や高齢者雇用継続給付受給資格確認書 他）、両面印刷の手帳形式（雇用保険受給資格者証 他）などの特殊帳票が存在する。

ハローワークシステムにおいては、トータルコストを削減する観点から、汎用の OCR 装置で読み取り、汎用プリンタで印刷可能とするため、雇用保険業務の専用ターンアラウンド帳票、雇用保険受給資格者証の見直しを行い、専用ターンアラウンド帳票の廃止、新受給資格者証では、帳票の A 4 版化を実現するとともに、特殊キーボード等、汎用化するに当たり障害となる専用周辺装置は原則廃止する。(平成 21 年度より実施)

なお、帳票の見直しに当たっては、システムによる支援等の機能を追加することで帳票が有している機能（紙の申請書の一覧性やシステム障害時であっても業務を継続できること等）を担保するとともに、国民や事業主への十分な周知期間を確保することとする。(平成 21 年度より実施)

#### イ 端末の共用化（同一の端末による複数業務処理の実現）

職業紹介業務を行う総合的雇用情報システムにおいては、窓口で職業相談・職業紹介を

行うための紹介端末、求人受理や求職受理の処理を窓口の後方で行うための受理端末及び労働市場分析を行うための情報端末の三種類の端末が配備されている。

雇用保険業務を行う雇用保険トータル・システムにおいては、窓口には端末は設置されておらず、すべて窓口後方に端末が設置されている。後方に設置された端末にはOCR端末装置とWM端末装置がある。

助成金業務については、特開金システム専用の端末が配備されている。

ハローワークシステムにおいては、単に読取速度や印刷速度の向上により業務処理の向上を図るのではなく、雇用保険業務や職業紹介業務で個別に整備されてきた端末の基本構成の共用化を行い、OCR処理、業務処理、OA処理が同一の端末で動作できるようにすることで、安定所全体の業務処理能力の向上を実現する。(平成23年度より実施)

#### ウ 端末配備に係る見直し

職業紹介部門の窓口には、小型のOCRユニットやプリンタを配備することで、職業紹介に伴う相談時に必要なデータ入力、求人・求職データの入力や求人受付票、求職受付票等を印刷することができるようにする。これにより窓口から離席することなく業務処理を完結することが可能となる。窓口に設置する新端末については、受理端末よりは処理性能が低下したとしても、各窓口に安価な汎用端末を置くことで、入力待ち、印刷待ちといった状況を避けることができる。

また、他の部門の窓口についても職業紹介部門と同様に汎用端末を設置する。

なお、大量のデータ入力が必要な場合がある安定所については、必要に応じて、後方に大量処理用の端末装置を設置することで対応可能とする。(平成23年度より実施)

#### (7) 府省共通業務・システムの利用

予算効率の高いシステムを構築するためには、厚生労働省のみならず、府省全体の共通リソースを活用することが望ましい。ハローワークシステムの構築に当たっては、職員等利用者認証の基盤整備や業務統計の公表等について、これらに係る府省共通業務・システム等の最適化計画の動向を注視しつつ、その利用も視野に入れた設計を検討する。(平成21年度より実施)

#### (8) 地方独自システムのハローワークシステムへの統合

職業紹介業務については、安定所において、求人自己検索システムを始めとする地方独自システムが混在している。この地方独自システムと総合的雇用情報システムとの二重運用により、開発・運用コストの増大を招くだけでなく、業務面においても重複業務が発生

している。平成 16 年度に行った刷新可能性調査では、これら混在するシステムについて、データやシステム機能等の整理を図りながら全体最適化を進めることが必要との結果が得られた。このため、本計画の実施においては、次のとおり対応する。

#### ア 地方独自システムの統合

労働局・安定所において独自に運用されているシステムについては、機能として整理し、ハローワークシステムの機能として以下の取り込みを図る。

- ・ 求人自己検索システムの統合

求人自己検索システムについては、第 2、1、(2) の「ア 求人自己検索サービス利用範囲の拡大」で述べたとおり、ハローワークシステムの機能として取り込む。(平成 23 年度より実施)

- ・ 職業訓練システムの統合

職業訓練に関する地方独自システムは、訓練科目の入力・出力、応募者一覧名簿の作成など総合的雇用情報システムに不足する機能を追加しつつ、ハローワークシステムの機能として取り込む。(平成 23 年度より実施)

- ・ 未充足求人等への対応支援機能の強化

年齢、賃金などの求人条件を緩和した場合にマッチする求職者数の検索を可能とし、求人条件緩和指導や紹介計画立案時に活用できるようにする。(平成 23 年度より実施)

- ・ ハローワークカードへの一元化

地方独自システムにより発行している求職受付票は廃止し、ハローワークシステムで発行している求職受付票(ハローワークカード)に一元化する。(平成 23 年度より実施)

また、この取り込みにおいては、個々の労働局・安定所において、その状況に応じた業務処理上の工夫に資するよう、それぞれが必要とする情報の蓄積や活用を図る仕組み(例、汎用のパッケージソフト(データベースソフト等)や情報共有を行うためのファイルサーバ等)について、費用対効果を勘案しつつ実現を図る。(平成 23 年度より実施)

これらの実施により、求職者等利用者の利便性を高める。これにより、年間 2.2 億円(試算値)の経費削減が見込まれる。

#### イ 業務見直しに応じたシステム更改の実現対応

制度改正等によるプログラム改修については、各年度において実施しているところであるが、より大きなシステムの見直しを行う周期(以下「システム更改サイクル」という。)としては、総合的雇用情報システムは 8 年である。

一方、労働局・安定所では、労働市場の変化に応じた業務・システムの見直しを行うため、地方独自システムを導入し、国民や事業主等の利用者サービスの提供を図っていると

ころであり、全体としてみると総合的雇用情報システムのシステム更改サイクルと業務見直しのサイクルは一致していない。

したがって、地方独自システムをハローワークシステムに統合するに当たっては、労働局・安定所などの現場ニーズを吸い上げ、システム改修に反映を行うためのルールと体制を整備する等し、必要な機能については早い段階での全国展開を図ることで、業務見直しとシステム更改サイクルの不一致の解消を図る。(平成 22 年度に実施)

#### (9) 学卒関係のシステムのハローワークシステムへの統合

職業紹介業務については、全国約 600 の安定所の他、対象とする求人・求職の種別により外国人雇用サービスセンター、学生職業相談室・学生職業センター等の専門の附属施設が設置され、それぞれの施設において総合的雇用情報システムの他に外国人雇用サービスセンターシステム、学生職業総合支援センター情報データベース、高卒者就職支援システムなど専用システムが利用されている。

高卒者就職支援システム、学生職業総合支援センター情報データベースは、求人情報提供システムとして開発されたため、求職申込の受理、職業相談・職業紹介状況が入力できない、業務取扱状況を把握・分析できないなど、業務処理システムの機能が不足しており、効率的ではない面がある。また、これらの専用システムと総合的雇用情報システムとの二重運用により、開発・運用コストの増大を招くだけでなく、業務面においても重複業務が発生している。平成 16 年度に行った刷新可能性調査では、これら混在するシステムについて、データやシステム機能等の整理を図りながら全体最適化を進めることが必要との結果が得られた。

新規学校卒業者の就職支援（学卒業務）に関しては、学校、特に高等学校と連携して業務を推進することが必要であるため、新たなシステムの開発に当たっては、学校における活用方法、その場合の情報セキュリティの確保についての検討が必要である。

本計画の実施においては、次のとおり対応する。

#### ア 一般職業紹介業務と学卒業務の統計上区分の継続

高等学校卒業者は卒業年の 6 月末までを、大学等卒業者は 3 月末までを新規学校卒業者として取り扱い、引き続き安定所で支援する場合は一般求職者扱いとする。一般求職者への移行は自動的に行わず、業務的に判断するプロセスを挿入する。

ハローワークシステムへ統合しても、例えば、高等学校卒業予定者、大学等卒業予定者に関する業務についてはフラグを付与し別管理を可能とするなどの方策を講じて、統計については一般職業紹介業務と学卒業務を分けて取得できるようにする。(平成 23 年度より実施)

#### イ 新規学校卒業者以外の若年者への対応

新規学校卒業者とそれ以外の若年求職者の双方を扱う機関もあるため、同一の端末で両方の業務に対応できることとする。(平成 23 年度より実施)

#### ウ 高等学校卒業者の求人・求職に係るシステムの統合

高等学校卒業者の求人・求職に係る業務を支援するシステム機能をハローワークシステムに統合し、一般の職業紹介業務を行うための端末と同一の端末で高等学校卒業者の求人・求職業務を行えるようにする。(平成 23 年度より実施)

その際、求人については高等学校卒業者を対象としたものであること、求職については高等学校卒業者及び未就職卒業者であることがわかるようにする。なお、システムで行っているインターネット経由の高卒求人情報提供については、高等学校への支援として継続する。(平成 23 年度より実施)

#### エ 高等学校卒業者の求人受理業務のシステム化

紙ベースで実施している高等学校卒業者の求人受理業務について電子化する。ただし、高等学校についてシステム上オンライン化を見送ることから、紙ベースでの取扱いが残る部分も生じるため、学校・生徒、事業所等の利用者が混乱しないよう、システム入力された求人と紙ベースでの求人について記載事項・内容・記載場所等が異なることがないように配慮する。(平成 23 年度より実施)

#### オ 大学等卒業者の求人・求職に係るシステムの統合

大学等卒業者の求人・求職に係る業務を支援するシステム機能を職業紹介に係る全国統一のハローワークシステムに統合し、一般の求人・求職管理端末と同一端末で大学等卒業者の求人・求職業務を行えるようにする。その際、求人については大学等卒業者を対象としたものであること、求職については大学等卒業者及び未就職卒業者であることがわかるようにする。これにより、システムの機能不足により一部手作業で行っている大学等卒業者の求人の登録作業はシステム処理される。(平成 23 年度より実施)

なお、学生職業総合支援センター情報データベースで提供しているインターネット経由でのクラブ会員登録やクラブ会員に対する学卒求人情報、イベント情報等の情報提供サービスは継続する。(平成 23 年度より実施)



#### (10) 地域雇用創造支援人材データベースの廃止

平成 17 年度から、地域雇用の創造に取り組む市町村等に対し、雇用創出効果のある地域雇用創造の取組等についての助言を行うことができる各分野の専門家、経験者等の情報を収集し、検索可能なデータベースを運用している。

今後、当省の取組を契機として、地域雇用創造を支援する情報を共有するネットワークが充実していくことが見込まれることから、本計画の実施において、当該データベースを発展的に解消する。(平成 18 年度に実施)

#### 4 安全性・信頼性の確保

##### (1) 政府機関統一基準に基づく、厚生労働省情報セキュリティポリシーへの準拠等

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」(2011 年 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定)及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」(2011 年 4 月 21 日情報セキュリティ政策会議決定)に基づく、厚生労働省情報セキュリティポリシー(対策基準)の改定に伴い、平成 23 年度までに職業安定行政関連システムのセキュリティポリシー実施手順の改定を行うとともに、それに応じた情報システムの構築を行うものとする。(平成 23 年度に実施)

特に、すべての業務処理が可能な汎用端末の利用、ネットワークの統合が図られるため、万全なセキュリティ対策を施すものとする。(平成 21 年度より実施)

また、情報システムのセキュリティ確保に加えて、書面等の紙媒体に関する運用面のセキュリティ整備の強化を図るものとする。(平成 24 年度に実施予定)

##### (2) 個人情報の保護

職業安定行政関係の各業務・システムでは、職業紹介業務で取り扱う求職台帳、雇用保険業務で取り扱う被保険者台帳をはじめ、数多くの個人情報が含まれている。政府機関の情報セキュリティ対策における政府機関統一基準に基づいて改定される職業安定行政関連システムのセキュリティポリシー実施手順に基づき、次のような対策を施すことにより、個人情報の保護を図るものとする。

- ・ 電子計算機に保存された要保護情報への適切なアクセス制御 (平成 23 年度より実施)
- ・ 外部記録媒体への真生証明情報によるロック機能 (平成 23 年度より実施)
- ・ 要機密情報の電子計算機及び外部記録媒体への保存時における必要に応じての暗号化措置 (平成 23 年度より実施)
- ・ 情報システムへの識別コード化 (平成 23 年度より実施)

- ・ 情報システムへの証跡管理のための証跡取得機能の実装（平成 23 年度より実施）

### (3) 端末利用時におけるアクセス制御

ハローワークシステムにおいては、各業務処理はすべて同一の端末で行うことになることから、相互に提供するデータの具体的内容については、システムの個人情報保護に十分留意しつつ、窓口でのサービス提供に支障をきたさないよう、個人認証が可能なカード等を活用することを検討する。（平成 21 年度より実施）

また、各担当者の異動時に、各人がカードを保有して、カードによって各自の担当業務機能が立ち上がるようにする方法等を講じることで設定等の作業の軽減化を図ることとする。（平成 21 年度より実施）

### (4) 業務の継続性確保

職業安定行政関係業務・システムのうち、特に職業紹介業務を処理するシステムと雇用保険業務を処理するシステムについては、システムダウンやネットワーク障害によるサービス停止は、国民や事業主への影響が非常に大きい。

安定所に設置しているサーバ群を廃止し、センター集中化を図る方針であることから、ハローワークシステムの具体的な設計を進める中で、非常時や災害時におけるバックアップ方法等の見直し及び緊急時における運用体制やマニュアルについて、整備・充実を図るための検討を行うこととする。（平成 21 年度に実施）

## 5 調達における透明性の確保

データ通信サービス契約については、平成 21 年度中に脱却を図る。また、原則として、競争入札による調達とし、ソフトウェア・ハードウェアについてはアンバンドル調達とする。

なお、上記の実現に当たっては、調達に関わる作業を主体的かつ適正に実行できる体制の整備や人材の確保を図ることが必要であることから、本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、調達等に当たって次のとおり対応する。

### (1) データ通信サービス契約の見直し

データ通信サービスは電気通信事業法で規定する電気通信事業者が提供する電気通信役務である。

データ通信サービスによりシステム開発費用を役務提供時に分割して支払うこととなっ

ているため、各年度のシステム予算を平準化する効果がある一方で、システム開発・改修費用の残額であるいわゆる残債が発生することになる。

雇用保険トータル・システムにおいては、通信制御用電子計算機（F E P）装置とフレームリレー網からなる労働保険ネットワークをデータ通信サービスとして役務の提供を受けている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、厚生労働省統合ネットワークを利用することとして、平成 21 年度中に労働保険ネットワークの利用をとりやめる。（平成 21 年度に実施）

## (2) 競争入札への移行

総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム、職業安定行政システムの設計・開発、運用とも随意契約によるものである。

平成 17 年度下期より一部の調達について、随意契約から競争入札に移行を行っているところであり、今後、情報システムの調達においては、原則として競争入札で行うこととする。（平成 17 年度より実施）

## (3) 外部専門家の活用

職業安定局においては、すでに外部専門家を交えたシステム検証委員会を平成 17 年 9 月に設置し、情報システム調達案件について審議を行っているところである。

また、予算要求ヒアリング段階から、厚生労働省 C I O 補佐官が参加し、情報システム調達案件について、助言を受けているところである。

本計画の実施により、ハローワークシステムの調達においても、こうした専門家を活用することによりシステムの調達コストの適正化及びノウハウの蓄積を図ることとする。（平成 17 年度より実施）

## (4) 著作権等の知的所有権の取得

労働保険ネットワークについてはデータ通信サービス契約約款に基づき役務の提供を受けているが、本契約によりシステムの設計・開発及び改修に伴い作成された仕様書やプログラム等の著作権が開発業者に属するものとなっている。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、設計・開発等に係る業者への委託業務に当たっては、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」（平成 12 年 3 月 31 日 行政情報システム各省庁連絡会議幹事会 了承）に基づき、ソフトウェアの著作権等については、原則、厚生労働省に帰属するものとする。

#### (5) アンバンドル調達の実施

総合的雇用情報システムや雇用保険トータル・システムについては、ソフトウェア・ハードウェアについてはバンドル調達となっている。職業安定行政システムについては、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークについては分離調達を行っているところである。本計画の実施により、ハローワークシステムの設計・開発において次のとおり分離調達する。(平成 17 年度より実施)

なお、いずれも競争入札によって実施し、調達における透明性・公平性を確保するものとする。

- ・ ハードウェアの調達
- ・ ソフトウェアの調達
- ・ 工程管理業者、業務支援業者の調達
- ・ 運用管理業者の調達

#### (6) アウトソーシングの活用

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、運用管理業者に関して、職業安定局・労働局及び安定所職員の負担軽減のために積極的にアウトソーシングの活用を図ることとする。(平成 20 年度より実施)

ただし、アウトソーシングの活用範囲やアウトソーシング先の業者の管理等を適切に行うための方法について、経費削減の効果とシステム開発に関する主体的な企画・立案機能の確保の比較考量等の観点から S L A を明確にした上で、ハローワークシステムにおいて実現する。(平成 20 年度より実施)

#### (7) 国庫債務負担行為の活用

職業安定行政関係の各業務・システムに係る経費については、これまで単年度ごとに予算要求を行い、契約の相手方に対し、支払いを行ってきたところである。

本計画の実施により、ハローワークシステムにおいては、システム設計・開発等の関係する作業については、規模が大きくかつ複雑であることから、複数年度にわたるものとなる。このためソフトウェア、ハードウェア、運用及び工程管理業務の調達に当たっては、国庫債務負担行為の活用を図る。(平成 18 年度より実施)

### 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備

厚生労働省では、IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）に基づき、情報化統括責任者（CIO）の下で、CIO補佐官の支援・助言を得て、情報システムの企画、開発、運用、評価等の業務について、責任を持って統括するPMO（プログラム・マネジメント・オフィス）体制を整備することとしている。

平成18年度からは、PMOの主導・統括のもと、本業務・システムにおけるITガバナンスの強化を順次図ることとする。（平成18年度より実施）

なお、本業務・システムの最適化実施に当たっては、達成すべき成果目標を明確にした上で、定期的な自己評価に加え、CIO補佐官、PMOからの助言、評価を受けることとし、さらにそれらを次の行動に活かすことで、PDCA（プラン、ドゥー、チェック、アクション）サイクルを確立する。（平成18年度より実施）

## 7 その他

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）に基づき実施される改革、並びに「オンライン利用促進のための行動計画」（厚生労働省情報政策会議決定 平成19年3月27日改定）等を踏まえ、必要に応じて、実施時期の前倒し等の最適化計画の見直しや関連する調達仕様書への反映等の措置を講じることとする。

## 第3 最適化工程表

別紙のとおり。

## 第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

最適化開発項目	主な実施施策	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
職業紹介業務・システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口関連業務・サービスの充実</li> <li>利用者による求人情報検索機能等の充実・強化</li> </ul>	最適化後のシステムを視野に入れた業務体制へ段階的に移行					ハローワークシステムによる段階的な施策の実現		効果の把握、見直しの実施		
		設計・開発・テスト（端末・サーバ）					移行		職業紹介本格運転		
雇用保険業務・システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険の適用事業所関係手続のワンストップ化</li> <li>移管手続の簡素化</li> </ul>	最適化後のシステムを視野に入れた業務体制へ段階的に移行					ハローワークシステムによる段階的な施策の実現		効果の把握、見直しの実施		
		設計・開発・テスト（端末）					移行		FEPオープン化本格運転		
その他の雇用関係業務・システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所の指導監督等の効率化</li> <li>指導監督業務（需給調整・雇用管理指導）の効率化</li> <li>助成金業務の局集中化</li> <li>電子申請審査機能の更改</li> </ul>	最適化後のシステムを視野に入れた業務体制へ段階的に移行					ハローワークシステムによる段階的な施策の実現		効果の把握、見直しの実施		
		設計・開発・テスト					移行		需給調整事業機能先行運転		
支援システム／共通基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>職業安定行政関係業務におけるデータ連携</li> <li>事業所情報の共有化</li> <li>セキュリティポリシー改訂</li> </ul>	最適化後のシステムを視野に入れた業務体制へ段階的に移行					ハローワークシステムによる段階的な施策の実現		効果の把握、見直しの実施		
		設計・開発・テスト					移行		電子申請審査機能先行運転		
支援システム／共通基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省内の他の部局に跨るデータ連携</li> <li>基礎年金番号と雇用保険被保険者番号の対応関係明確化</li> <li>事業所情報の共有化</li> </ul>	最適化後のシステムを視野に入れた業務体制へ段階的に移行					ハローワークシステムによる段階的な施策の実現		効果の把握、見直しの実施		
		▲添付書類の簡素化					▲e-Govへの移行		効果の把握、見直しの実施		
支援システム／共通基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部機関とのデータ連携</li> <li>電子申請利用率の向上</li> <li>窓口機能のe-Govへの移行</li> <li>府省共通業務・システムとの連携</li> </ul>	府省共通業務・システムの利用を視野に入れた業務体制の見直し					実現		効果の把握、見直しの実施		
		設計・開発・テスト					端末等更改にあわせて順次移行		本格運転		
支援システム／共通基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援システム・認証基盤</li> <li>統合運用監視</li> </ul>	設計・開発・テスト					端末等更改にあわせて順次移行		本格運転		
		基盤方式設計									
支援システム／共通基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合ネットワークの利用</li> <li>フレームワーク実行基盤</li> </ul>	設計・開発・テスト					端末等更改にあわせて順次移行		本格運転		
		基盤方式設計									